

自然公園法の一部改正について

1. 国会における審議状況等

本法制定までの経緯は以下のとおり。

平成14年	2月15日	閣議決定
	2月18日	国会提出
	4月 2日	参議院環境委員会で審議・採決
	4月 3日	参議院本会議にて可決
	4月12日	衆議院環境委員会で審議・採決
	4月16日	衆議院本会議にて可決・成立
	4月24日	公布

2. 概要

自然公園法の一部を改正する法律は、自然公園における生物の多様性の確保を図るため、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を整備したものであり、概要は以下のとおり。

- (1) 国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、自然公園における生物の多様性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない旨を明らかにした。
- (2) 国立公園又は国定公園の特別地域等において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆虫類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域への立入り等を追加した。
- (3) 国立公園又は国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定し、当該地区に立ち入るには環境大臣又は都道府県知事の認定等を要することとし、それにより利用者数の調整を図るとともに、認定に関して必要な規定を置いた。
- (4) 環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等に代わって行うことができることとした。また、環境大臣又は都道府県知事が、この協定に基づく自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体等を指定する制度を整備した。
- (5) 中止命令、承継者に対する原状回復命令、環境大臣等による原状回復を規定し、違法行為に対する是正措置の強化を図った。
- (6) このほか、都道府県立自然公園についても、これらの制度を条例で定めることができることとする等所要の規定の整備を図った。

中間答申の緊急対応事項と対応状況

中間答申による生物多様性の観点から緊急に対応すべき自然公園の課題と措置

現在までの対応・措置状況

1. 利用の調整

○自然公園の原生的な自然の地域などで、利用者の人数を限定するなどの利用の調整を図ることができる地区を設ける制度の創設



利用者の立ち入りを認定制とする利用調整地区制度を創設。

2. 特別地域等における規制の強化

○特別地域における動物の捕獲規制
○特別地域における土石、廃棄物などの集積等の規制
○湿原など脆弱な自然環境の保護
○新たに大きな影響を及ぼす恐れのある問題に迅速に対応するための措置



○特別地域内で環境大臣が指定する動物の捕獲等を許可制とした。
○特別地域内で土石等環境大臣が指定する物の集積、貯蔵を許可制とした。
○特別地域及び特別保護地区内の湿原等環境大臣が指定する区域内への立ち入りを許可制とした。
○緊急問題について政令で迅速に対応できるよう措置

3. 自然再生・修復

○自然公園内で自然環境の再生・修復を積極的に実施。このため、「自然再生事業」が自然公園の事業として実施できるよう所要の措置。



○自然公園等事業で実施できるよう検討中

4. 自然環境情報の収集・提供

○情報提供施設について公園事業として推進するよう所要の措置



○自然公園等事業で実施できるよう検討中

5. 利用施設のあり方と整備の推進

○自然公園にふさわしい施設のあり方や整備方法の検討。
○登山道、山岳トイレについて整備促進のため助成措置の拡充



○自然公園等技術指針作成。歩道、登山道整備のあり方について調査・検討・シンポジウム等を実施
○民間の山小屋などの山岳トイレ整備に対する補助を予算化

6. 二次的自然の地域の保全

○管理協定制度を創設し土地所有者に代わって民間団体等が二次的自然環境などの維持管理を行う仕組みの制度化
○自然環境の保全、管理能力を有する民間団体等の認定制度
○負担軽減のための税制上の措置
○自然公園の管理充実を図るための事業の拡充



○民間団体等が土地所有者と風景地保護協定を結び維持管理を行う制度を創設
○公園管理団体制度を創設
○風景地保護協定が締結された土地にかかる特別土地保有税を非課税措置(地方税法改正)相続税の評価減について調整中
○グリーンワーカー制度を予算化

注:太字は法改正事項

3. 附帯決議

本法の成立に当たり衆参両院において以下のような附帯決議が付された。

(1) 自然環境保全の法体系の見直し

新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。(参議院、衆議院)

(2) 利用調整地区の積極的活用

自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。(参議院)

(3) 公園管理団体に対する支援の拡充

自然公園内の里地里山の保全及び再生に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、NGO、土地所有者等との連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。(衆議院、同趣旨参議院)

(4) 適切な移入種対策

自然公園内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講じること。(参議院、衆議院)

(5) 適切な過剰利用対策

自然公園の安全で快適な利用と保全を図るために、登山道の荒廃や山岳トイレの整備の遅れなどへの対策を進めるとともに、過剰利用への適切な対策を検討すること。(衆議院、同趣旨参議院)

(6) 公園計画の定期的点検とNGO等の参画

公園計画の策定に当たっては、関係行政機関のみならず地域住民、NGO等の意見も十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な点検が行われるようにすること。(衆議院、同趣旨参議院)

(7) 公園事業実施における環境保全

自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。(参議院)

(8) 科学的知見の集積の充実

自然公園の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による自然公園に係る調査研究を推進し、自然公園の管理及び運営の基盤となる科学的知見の集積の充実に努めること。(参議院、同趣旨衆議院)

(9) 環境教育の推進と適切な情報提供

自然公園における環境教育及び環境学習の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。(参議院、同趣旨衆議院)

(10) 人員及び予算の充実

自然公園が生物多様性保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、公園管理に係る人員及び予算の一層の充実に努めること。(参議院、同趣旨衆議院)

(11) 公共事業との調整における自然環境への十分な配慮

自然公園内における公共事業との調整に当たっては、自然公園が生物多様性の保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、自然環境への影響に十分配慮されるよう留意すること。(衆議院)